

料金表

つづみ園デイサービスセンター

■料金(日額)【通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満】

介護度		介護サービス費			食費	合計
		基本料金	加算	加算		
介護 1	通所介護 I 41 (152346)	584円	283円	81円	700円	1,648円
介護 2	通所介護 I 42 (152347)	689円	283円	91円	700円	1,763円
介護 3	通所介護 I 43 (152348)	796円	283円	101円	700円	1,880円
介護 4	通所介護 I 44 (152349)	901円	283円	111円	700円	1,995円
介護 5	通所介護 I 45 (152350)	1,008円	283円	121円	700円	2,112円

■加算(減算) 内訳

加算 種別	料金	詳細
① 入浴介助加算 I ※希望者のみ	40円	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行った場合に算定します。
② 個別機能訓練加算 I (イ) ※希望者のみ	56円	機能訓練指導員を1名以上配置し、多職種共同でアセスメントを行い、計画を作成します。3か月に1回以上評価を実施し、家族に進捗状況等を説明、計画の見直しを行います。
③ 個別機能訓練加算 I (ロ) ※希望者のみ	76円	機能訓練指導員を2名以上配置し、多職種共同でアセスメントを行い、計画を作成します。3か月に1回以上評価を実施し、家族に進捗状況等を説明、計画の見直しを行います。
④ 認知症加算 ※該当者のみ	60円	該当者は、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の利用者のみとなります。認知症介護実践者研修等修了者を1名以上配置している場合。
⑤ 中重度者ケア体制加算	45円	前年度の利用者の総数のうち要介護3～5の方が占める割合が30%以上であること。配置基準に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で2名以上確保。
⑥ サービス提供体制強化加算 I	22円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上配置されている場合、又は勤続10年以上介護福祉士の割合が25%以上の場合に算定します。
⑦ 科学的介護推進体制加算	40円	厚生労働省のデータベース【LIFE】に利用者全員の指定された情報を提出すること。
⑧ 処遇改善加算 I		基本料金(通所介護費)に各種加算減算を加えた月ごとの総単位数に対し、加算率(9.2%)を乗じた単位数を算定します。
合計①+(②又は③)+④+⑤+⑥+⑦	283円	※左記は(①+③+④+⑤+⑥+⑦)

※ ②個別機能訓練加算 I (イ)、③個別機能訓練加算 I (ロ)の併算定はしません。

●事業所が送迎を行わない場合は、-47円(片道)の減算となります。

◎利用料金の計算方法について

※ 周南市は地域区分:7級地に指定されております。

地域区分とは、1単位の単価を人件費の地域差を反映させるために、基本10円に対して地域区分により割増が行われています。地域区分:7級地は、10.14円と割増になっています。

例) 要介護3(1割負担)、入浴及び個別機能訓練希望。認知症加算対象者で月8回利用した場合。

基本料金	796単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	6,458円
入浴介助加算 I	40単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	325円
個別機能訓練加算 I (ロ)	76単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	617円
認知症加算	60単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	487円
中重度ケア体制加算	45単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	365円
サービス提供体制強化加算 I	22単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	179円
科学的介護推進体制加算	40単位	×	8日間	×	10.14	×	1割負担	=	325円
処遇改善加算 I	8,632単位	×	9.2%	×	10.14	×	1割負担	=	791円
食費	700円	×	8日間					=	5,600円

※ 利用者負担額(1割負担)の算出方法=費用総額(各単位×日数×地域区分)-保険給付額(費用総額の9割) 合計 15,147円

※支払い方法について

- 当施設では『口座振替』をお願いしており、金融機関はどこでも可。引き落とし手数料については当施設で負担いたします。
- ご利用の月末に集計、翌月10日頃に請求書をお渡しし、月末に口座引落となります。